



羅 針 舟 盤



2021年9月、10月号



山梨県 西湖

残暑お見舞い申し上げます

まだまだ暑い日が続きますがいかがお過ごしでしょうか。

さて、突然の菅首相の退陣表明で政局があわただしくなってきました。安倍さんから続いた保守強硬路線から改革・リベラル路線へ転換されるのか、間もなく衆議院選挙も控えている時期だけに興味深く見守りたいものです。

一方、アメリカのアフガン撤退で20年に及ぶテロとの戦いも実質的にはアメリカの敗退で終結しそうです。「9.11アメリカ中枢同時テロ」の報復として「国際テロ組織アルカイダ」を支援したタリバン政権のアフガンに武力侵攻したのですが

20年の歳月と莫大な戦費、戦死者及び母国帰還後の自殺者数は、9.11の被害者数をはるかに上回る悲惨な結果に終わりました。アメリカが押し進めたアフガンの民主化も再びタリバンに制圧され、今までの犠牲は無に帰しました。アメリカが自国の価値観を一方向的に押し付けても反発を招くだけで、関係改善には繋がりませんでした。

終わったばかりのオリンピックやパラリンピックで示された崇高な理念が、現実世界ではまだ浸透していないと思い知らされる出来事でした。

世界の人口のうち、人権を尊重する民主国家よりも強権的な専制国家で暮らす人の方が多いという真実があります。

知っておきたい税知識

テーマ 「消費税 インボイス制度 ～免税事業者～」



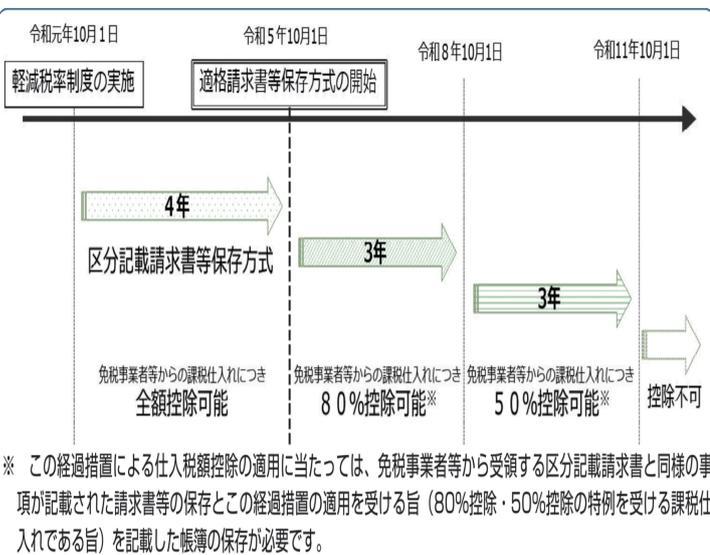
令和5年10月より適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）がスタートします。それに伴い、適格請求書を交付することができる、「適格請求書発行事業者」の登録がいよいよ今年10月から始まります。

前号に続き、今回は免税事業者についてお話いたします。

○登録できるのは「課税事業者」

適格請求書等保存方式の開始後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者（「免税事業者」）から行った課税仕入れは、原則として仕入れ税額控除の適用を受けることができません。

ただし、制度開始後6年間は下図の通り一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



○免税事業者の登録申請手続等

☆令和5年10月1日から登録

○登録を受けるために登録申請手続を行います。

※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

【例①】個人事業者や12月決算の法人が、令和5年10月1日から登録を受ける場合

| 令和4年12月期 | 令和5年12月期 | | 令和6年12月期 |
|----------|-------------------------------|-----------------------|-------------------------------|
| | 登録申請手続の期限 (原則として令和5年3月31日) | 登録日 (令和5年10月1日) | 登録日以降は課税事業者となるため 消費税の申告が必要 |
| 免税事業者 | 免税事業者 | 適格請求書発行事業者 (課税事業者) | 適格請求書発行事業者 (課税事業者) |

※この申請により、令和5年10月1日から課税事業者となります。図の通り、登録日以降は消費税の申告が必要となります。

☞ 適格請求書発行事業者になると・・・

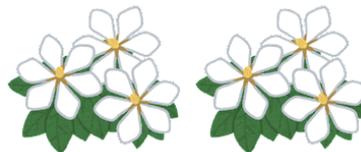
→ 基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、登録の効力が失われぬ限り、消費税の申告が必要です。

○簡易課税制度を選択する場合

原則として、簡易課税の基準を満たしている事業者が、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合に適用することができます。

ただし、免税事業者が、令和5年10月1日の属する課税期間に適格請求書等発行事業者の登録を受け、登録を受けた日から課税事業者となる場合、届出書をその課税期間中に提出すれば、その課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

詳しくは当事務所までお問い合わせ下さい。



企業の経営実務 ～両立支援等助成金・コロナ特例～

職業生活と家庭生活が両立できる“職場環境づくり”のために「両立支援等助成金」があります。今回は新たに追加された「新型コロナウイルス感染症対応特例」についてご紹介します。

※助成金の対象労働者は、雇用保険被保険者であることが必須条件です。

❖ 介護離職防止支援コース（特例）

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という）への対応として、介護のための有給の休暇制度を設け、家族の介護を行う労働者が休みやすい環境を整備した中小企業事業主への支援制度。

| 休暇の取得日数 | 助成額 |
|-------------|------|
| 合計5日以上10日未満 | 20万円 |
| 合計10日以上 | 35万円 |

※1 中小企業事業主あたり5人まで申請可能

《主な支給要件》

①新型コロナへの対応として利用できる**介護のための有給の休暇制度（★）**を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を**社内に周知**すること。

※所定労働日の20日以上取得できる制度

②新型コロナの影響により対象家族の介護のために仕事を休まざるを得ない労働者が、①の休暇を**合計5日以上取得**すること。

※対象となる休暇の取得期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日まで

《対象となるケース》

①介護が必要な家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスが、新型コロナによる休業等により利用できなくなった場合

②家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスについて、新型コロナへの対応のため利用を控える場合

③家族を通常介護している者が、新型コロナの影響により家族を介護することができなくなった場合

《申請期限》

支給要件を満たした翌日から起算して2か月以内

❖ 育児休業等支援コース（特例）

新型コロナへの対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話をを行う労働者に対し、有給の休暇を取得させた中小企業事業主への支援制度。

| 助成額 |
|----------|
| 1人あたり5万円 |

※1 中小企業事業主あたり10人まで申請可能

※**上限50万円**

《主な支給要件》

①**次のどちらも**実施されていること。

(イ) 小学校等が臨時休業等になった場合、および子どもが新型コロナに感染した又はその恐れがある等の場合に、子どもの世話をを行う必要がある労働者が、**有給の休暇制度（★）**を取得できる制度の規定化（労働協約・就業規則）。

(ロ) 小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援の仕組みとして、次のいずれかの社内周知。

- テレワーク勤務
- 短時間勤務制度
- フレックスタイムの制度 等

②労働者一人につき、①の（イ）に定めた特別有給休暇を**4時間以上取得**させたこと。

《申請期限》

対象となる有給休暇を取得した日付に応じて異なります

（★）法定の介護休業、介護休暇、年次有給休暇とは別の休暇制度かつ賃金全額支給が必要です

今後も必要となる介護・育児と仕事を両立できる環境づくりのために事業主のみなさんも支援策を活用していきましょう！



● 今月・来月の税務



10月

- * 11/1(月)納付期限(10/31日曜日のため)
個人の都道府県民税・市町村民税(第3期分)

☆ 社会保険料の改定時期です ☆

7月に提出した算定基礎届により、標準報酬月額が10月納付分より改定となります。



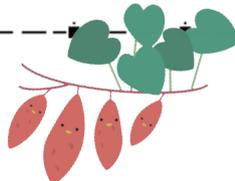
給与ソフトをご利用の方は、設定の変更をお願いします。



ご連絡ください

税務署・県市区等から届いた税務関係書類の中に、通知内容の不明なものがございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。

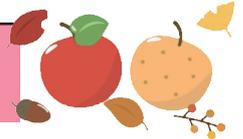
あとかき



前号(No.114)の数独にチャレンジ!の答えです。

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 5 | 2 | 1 | 8 | 4 | 3 | 7 | 9 | 6 |
| 4 | 3 | 6 | 9 | 1 | 7 | 8 | 5 | 2 |
| 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 2 | 4 | 3 | 1 |
| 2 | 4 | 3 | 1 | 8 | 9 | 6 | 7 | 5 |
| 7 | 1 | 5 | 3 | 2 | 6 | 9 | 4 | 8 |
| 8 | 6 | 9 | 4 | 7 | 5 | 1 | 2 | 3 |
| 6 | 5 | 4 | 7 | 3 | 8 | 2 | 1 | 9 |
| 3 | 7 | 8 | 2 | 9 | 1 | 5 | 6 | 4 |
| 1 | 9 | 2 | 5 | 6 | 4 | 3 | 8 | 7 |

● お知らせ



子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得可能

育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得できるよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、**時間単位で取得**できるようになりました。

◆改正前

- ・ **半日単位**での取得が可能
- ・ 1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない



◆改正後

- ・ **時間単位**での取得が可能
- ・ **全ての労働者が取得**できる

今年から施行されています。就業規則の改定はお済でしょうか。ご確認をお願いします。



残暑厳しい折、みなさまお変わりございませんでしょうか？

今夏もコロナウイルスの影響で外出を自粛する日々でした。屋外(近所の公園など)で遊ぶにしても前線停滞による雨が続き、雨が去ったかと思ったら、猛暑で熱中症警戒アラート発表の毎日。

我が家では“家の中で楽しめることを考えよう”ということで、ゆったり過ごしたい時には映像配信サービス(映画などが見放題)を利用し、運動不足を感じたらゲームを使って汗だくになるまで運動して過ごしました。

この状況いつまで続くのか…と、考えても仕方がありませんね。機に臨んで変に応じましょう！

発行

刈谷市高須町良44番地1 カーサヨサミ1F

TEL (0566) 25-0936

FAX (0566) 25-0937

<http://aomi-zeirishi-ishikawa.com>

税理士法人 あおみ総合